

平成 28 年度 第 1 回豊岡市障害者福祉計画策定委員会 議事録要旨

注) 議事録については、発言内容を一言一句正確に整理したものではありません。
発言内容をもとに一部表現(文言)を変えて表記している箇所があります。

○日 時 平成 28 年 6 月 6 日(月) 午後 1 時 30 分～3 時 15 分

○場 所 豊岡市立交流センター「豊岡稽古堂」3 階交流室

○出席者 西池委員長 宮下副委員長
田垣委員 浜上委員 木瀬委員
中井委員 近本委員 戸田委員
大垣委員 松岡委員 酒井委員
小西委員 谷 委員 中江委員
植村委員

○欠席者 今井委員 川端委員 柳 委員

○次 第 1. 開会
2. 豊岡市障害者福祉計画策定委員会委嘱状の交付
3. あいさつ
4. 自己紹介
5. 協議事項
①委員長及び副委員長の選出について
②豊岡市障害者計画策定方針について(資料 1)
③グループインタビューについて(資料 2)
④豊岡市障害者福祉計画策定委員会会議傍聴要領(案)について(資料 3)
6. その他
7. 閉会

1. 開会

2. 豊岡市障害者福祉計画策定委員会委員委嘱状の交付

3. あいさつ

- ・ 齋藤副市長あいさつ

4. 自己紹介

- ・ 各委員から順次自己紹介

5. 協議事項

①委員長及び副委員長の選出について

【事務局】

委員長及び副委員長の選出について、ご説明申し上げます。豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱第6条により、委員長、副委員長は委員の互選により選任することとなっております。選出についてのご意見をお伺いしたいと思います。

【A委員】

事務局一任。

【事務局】

事務局一任の声をいただきました。事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

【委員全体】

異議なし。

【事務局】

異議がないようですので、委員長は社会福祉士の西池匡様に、副委員長は但馬障害者通所施設連絡会の宮下典子様をお願いしたいと思います。委員の皆様でご承認いただける方は拍手をお願いします。

<拍手多数>

拍手多数によりご了承いただいたものとします。

西池委員長、宮下副委員長におかれましては、策定委員会の運営につきまして大変お世話になりますが、よろしくお願いします。前の席へ移動をお願いします。

西池委員長、宮下副委員長からごあいさつ

【事務局】

これからの協議事項については、豊岡市障害者福祉計画策定委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、委員長に議長を務めていただきます。

②豊岡市障害者計画策定方針について

【委員長】

失礼いたします。それでは、協議事項を進めていきたいと思います。協議事項②豊岡市障害者計画策定方針について事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

＜資料1に基づき資料説明＞

【委員長】

協議事項②について皆さまから質問はありますか。

地域福祉計画で庁内での協議・すりあわせ等は、スケジュールの中にはありませんが、具体的にはありますか。

【事務局】

今年度、地域福祉計画の策定ということで、障害者計画の上位計画が地域福祉計画ですので、整合性を図っていききたいと考えています。

【委員長】

ぜひ、今回の地域福祉計画と地域福祉推進計画との合同ということで地域包括ケアシステム、包括的な地域づくりを書きかえようとされています。せっかくの機会ですので、計画の中に障害者の声、障害者差別解消法などを地域福祉計画の中に盛り込もうとしてますが、なかなか盛り込めないという現状です。障害者はそれ以上に地域のコミュニティのことで頭いっぱいというところがあるので、障害者の方の計画としてすりあわせをしてもらいたいです。

他にありますか。

【A委員】

資料1の1ページ目に今回の計画は4年間であり、これが大きな提案だと思います。基本計画は10年くらいで、4、5年で見直しをかけることが多いです。今回は障害福祉計画とのサイクルをあわせるために4年とすることで、平成32年度に本計画を見直すとともに障害福祉計画の見直しも一緒にやることにより、見直しの作業の効率がよくなるということだと思います。これが、一番大きな提案だと思います。それについて、皆様のご審議やご意見を出されたほうがよいのではないかと思います。

【委員長】

ありがとうございます。10年計画で5年見直しですが、4年見直し時期ということでした。

【Ⅰ委員】

見直しが4年なのは、基本構想も平成29年から見直しと関係して、市長の任期の兼ね合いではないかと思っています。豊岡市全体の構想計画の委員の時に聞きましたが、そうでないとはぐになってしまうということからではないでしょうか。

【A委員】

総合計画にも関係があるのでしょうか。

【委員長】

事務局は意見整理を行ってください。

【事務局】

総合計画につきましては、市長の任期を踏まえて1年現計画を延長して策定期間をずらしていました。障害者計画、障害福祉計画の関係につきましては、1ページで示していますように、障害福祉計画の3年ごとの見直しのサイクルに合わせて、障害者計画の見直しを合わせようという考え方です。直接的には、総合計画とは関係ないというふうに考えています。障害者計画、障害福祉計画を同時に見直すことは、県でも取り組んでおり、内容を考える上で一緒に計画を策定したほうがいい点があるという考え方です。

【委員長】

これで、よろしいでしょうか。

【事務局】

障害者計画ですが、国、県も障害者計画を作っております。兵庫県におきましては、平成26年度に障害者計画と障害福祉計画を一体的に策定しています。その際に、計画の対象期間を平成27年度から平成32年度までの6年間の計画にしています。豊岡市としましては、平成32年度を目安として、県との連携がとれやすくなるようにということも踏まえて計画を検討しています。

【A委員】

これは大阪府下の市町村でもやっております、3の倍数でやったほうがきれいに済みます。とても妥当なやり方だと思いますし、兵庫県に限った話ではないです。

【委員長】

障害者計画を早めに見直して時期を統一させるということによろしいでしょうかね。この件につきましては、了承するということにしたいと思います。

他に策定方針についてありますでしょうか。

では、次の③グループインタビューについて説明をお願いします。

③グループインタビューについて

【事務局】

＜資料2に基づき資料説明＞

【委員長】

協議事項③グループインタビューについて説明がありました。何か質問はありますか。

【K委員】

グループインタビューの参加者の選出方法ですが、以前に精神障害の方は病院にも声をかけていたことがあったと思うのですが今回は入れないのでしょうか。

他の障害の方に関しても、ある事業所の利用者という限定ではなく、もう少し幅広くしたほうがいろいろな意見が聞けるのではないかと思います。具体的に、どこでどのように声をかけるかですが、例えば、相談支援事業所の相談員から声をかけてみるやり方もあるのではないかと思います。このままでは少し偏りが出るのはないでしょうか。

【委員長】

2年前の障害福祉計画でのグループインタビューと同じような形で進めるイメージですが、インタビューする人に偏りが出るといった意見ですがいかがでしょうか。

【A委員】

技術的なことで申し上げますと、例えば、身体障害だって福祉協会だけに頼るとまずいです。なぜならば、身体障害者福祉協会の組織率は全身体障害者の一部で、ここだけに頼るのは、代表性として考えるとあまり良くはないです。いろいろなところから来ていただくことはいいんですが、グループインタビューは一回だけであり、見ず知らずの人に対して気軽に話せるかということを考えると、普段一緒に活動している同士のほうが話しやすいということもあります。

これは、グループインタビューではなくワークショップで、2011年の時に行ったように2時間くらいの会議を4、5回行くと最初は見ず知らずでも最後には話し合えるようになるのですが、今回の場合は一回ですので、お互い知らない同士だと、言いづらい、話しづらくなってしまいます。もちろん、見ず知らずだからこそ話せることもあると思いますが、どっちがいいかという判断は難しいです。ですので、どちらがいいのかを皆さんで検討していくことが必要です。

また、目的が分かりづらいので、もう少しはっきりさせるべきだと思います。例えばこんな感じに変えてみました。「障害児・者を取り巻く環境の変化を踏まえ、当事者及び家族・支援者等が感じている課題や意見などを直接聞き、それらを重視した障害者計画の策定と推進に努めるとともに、施策への住民参加のひとつとします」にしたほうが分かりやすいと思います。今の文章は何をしたいのかが分かりづ

らいと思いますので、変えていただいて協力者に出してもらおうといいかと思っています。

【F委員】

グループ分けのところで、G、Hには障害者本人が入っていない、A、B、Cは家族が入っていないのですが、参加者は全部同じでもいいのではないのでしょうか。ついこの間、国会で重度の心身障害者の方が発言する機会を奪われたなどのニュースを見たことがあります。そういうことを含めまして選出してもらいたいと思います。よって、参加者は、障害者本人、家族、支援者等から選出するというでいいのではないかと思います。

【委員長】

事務局は、計画策定を進める上で、かなりの時間と具体的な内容が必要になってくると思います。これまで慣れてきたやり方で前回通りの形で進める方法も悪くないと思います。計画策定の中でグループインタビューは単に策定するだけではなく、障害者福祉という分野で貢献していると思います。それを続けるという方向もあるのですが、先程の意見は、より幅広くし、もっとアクティブにグループインタビューを考えたほうがいいのではないかということですけど、その辺はいかがでしょうか。

【A委員】

個人的には、自立支援協議会では家族や専門家の参加が多いので、基本計画には本人の参加がもう少しあってもいいかと思っています。例えば、G、Hの方でも、集団で何らかの手段を用いてコミュニケーションを取ることができるのであれば、来てもらうことに越したことはないと思います。Hの方で学校に通っている中学生、高校生などで話したい人がいたら来ていただいてもいいと思います。ただ、聞く側が相当準備しないといけないと思います。

【D委員】

グループインタビューのことについて質問ですが、1グループ10人程度であります、その人たちだけの意見を聞いて、豊岡市全体の意見としていくのは少しさみしいと感じました。集まっていって、事務局の方がセッティングした中でしかグループインタビューはできないのでしょうか。例えば、グループインタビュー自体を各保護者のグループや各施設のグループで、マニュアルに基づいたグループインタビューを行うことはできないのでしょうか。それができれば、より多くのご意見をいただけるのではないかと思います。

【委員長】

システムとして、具体的に作っていく動きや、自立支援協議会でも、もう少し当事者のグループでの発言は定期的にシステムの的に市全体で作れる方法は昔から望まれています。

時間の関係もありますので、事務局の方で意見を参考にしながらまとめていかないといけないものですので、できる限りいただいた意見を検討して頂きたいと思います。

【A委員】

何を検討事項として預けるかを明確にする必要があるのではないのでしょうか。

【委員長】

1つ目は、目的の再検討、先程のA委員に出して頂いた内容をもとに修正を加えてもらうこと、2つ目は、参加者選出について、参加者の見直しを検討してください。

【A委員】

マニュアルに基づいて、いろいろな場所で実施するかは決めておいた方がいいと思います。

【副委員長】

特に障害によっては、家族がいると本人が言いにくかったり言えなかったり、逆に本人が参加していると家族が言えないという状況も想像できると思います。本人、家族、支援者それぞれに意見を聞いてもらうことはいいと思いますが、同時に会場で意見を聞くことはリスクがあると思います。グループインタビューのやり方を検討してもらう必要があり、いくつかの障害の方については、慣れた場所や慣れた人たちの中で話した方が素直に思いを言うことが出来るのではないかと思います。全体的に対象者や場所、回数を検討頂ければと思います。

【委員長】

具体的にどう検討していくか漠然として難しいと思いますが。

【A委員】

簡単に言うと、このグループインタビューは24通りのインタビューが想定されます。実際、24通りができるかを時間や集まり具合などで考えることや、いろんな作業所から来てもらうか、特定の作業所から来てもらうかを考えていく必要があります。そう考えていくと、自ずとできるところはかなり限られてくると思います。それを今日どこまで決めるかだと思います。

【委員長】

なかなか決めづらいと思います。

【I委員】

あくまで文章に残るので、参加者は、障害者本人、家族、支援者を全部網羅するように記載するのはいかがでしょうか。

【委員長】

参加者を除外する必要はないですからね。

【A委員】

実際全部を網羅して他市で行うと回答率が低くなってしまうことがありました。

【委員長】

文書上はすべて網羅して記載することにし、やるかやらないかは事務局に任せます。

【A委員】

来たくない人に来て貰いたいと言えないということです。

【委員長】

アクションを起こしてみることは大事だと思います。事務局、そういうことでよろしいでしょうか

【A委員】

身体障害の方は、本人を重視し、知的障害、発達障害、精神障害のところは、本人と家族を分けるとしてもいいかもしれません。

【事務局】

グループインタビューの実施もできるだけ多くの意見を取り入れた方が反映しやすいということもありますので、できる限りは実施していきたいと思います。実際グループインタビューを取りまとめて第2回の策定委員会に報告していくと考えますと、期間を延ばすのも策定に影響しますので、今日の意見を含めてできる限りのことは検討できればと思います。

【委員長】

そういうことで、進めて頂くようにご理解いただきたいと思います。

似たようなことで自立支援協議会との関係の中でグループ活動などについて意見がでていているということ働きかけるということも重要だと思います。

時間もおしておりますので、追加意見がある方はその他で述べて下さい。

協議事項④に入りたいと思います。

④豊岡市障害者福祉計画策定委員会会議傍聴要領（案）について

【事務局】

＜資料3に基づき資料説明＞

【委員長】

傍聴要領について、いかがでしょうか。

【A委員】

性別はいらないと思います。なぜなら、性同一性障害の話もありますので、必要な理由があれば載せてもいいと思いますが、私は要らないと思います。

【委員長】

この件につきましては、載せないほうがいいという意見があったということですので、庁内で検討してください。

【F委員】

傍聴は歓迎するものですが、第4条は全体を通じて傍聴しにくいような内容だと思いました。(1)の銃器を判定するのは誰が判定するのか。(5)の酒気を帯びているのかは誰が判定するのか。(1)の棒とは、杖などを持っている人は入れないのか。支えがないといけない人は棒を認めてもいいのではいでしょうか。家庭の中で使う包丁が凶器になってしまう可能性もあります。普通に使えば料理に欠かせないものです。棒につきましても、使い方によりまして危害を加えるものになりえますが、これを一律に言っているのでしょうか。(2)については、たまたま商店街でもらったビラをポケットに入れていたのが、ポケットからはみ出していたら傍聴できないのか。ビラを外に置いておけばいいのか。笛や太鼓等もたまたまもっていたら傍聴できないが、部屋の外に置いていたら傍聴できるのではないのでしょうか。

【委員長】

事務局返答よろしくお願い致します。

【事務局】

第4条ですが、確かにステッキ＝棒について、すぐに危険が及ぶものではありませんので、どういったものが危険に値するかなどを、こちらで検討判断させて頂きたいと考えております。

【F委員】

この4条のままで、お世話する方の恣意的な判断で決めることであれば抑制的に見えるので補足を付けるべきではないでしょうか。

【委員長】

計画策定委員会を傍聴していただき、委員会を平穩に進めるために、傍聴者が入ったときに妨害されるようなものがあるといけないという意味での抑止力であると心得ています。どこまで書き上げるかは難しいですが、これがないと委員会が進められない場合があるということはどこかで抑しておく必要があるかと思います。

【A委員】

確認ですが、地域福祉計画の傍聴要領と同じと思ってよろしいでしょうか。

【事務局】

そうです。

【A委員】

この傍聴要領は、言われてみれば、首をかしげるところがありますが、議会等の傍聴要領と比べると格段にゆるいと思います。他の傍聴要領ではびっくりするようなことが書かれています。今回の傍聴要領は、再検討の余地はあると思いますが、恣意的な解釈をなるべく減らすようになっていますので、あとは事務局の方でご検討頂ければと思います。

【委員長】

傍聴していただくことはいいことですが、傍聴者が会議の妨げになるようなことはいけないことであり、基本的にはクローズでしているところもあると思います。当会では、傍聴を認めるということで、会議進行に妨げになるようなものがあれば、委員長が判断して退室してもらうことが筋だと思います。

その判断は、委員長判断でよろしいでしょうか。

【F委員】

私の経験では、旧豊岡市議会の傍聴を何度かさせてもらった時に、名前だけ書いて傍聴させてもらっていたため、第4条は傍聴しにくいと思ってしまいます。

【委員長】

市民の権利として傍聴できる内容だと思います。そこでも、議長の判断があると思います。計画の委員会なので、基本的には傍聴なしということも考えられると思います。しかし、多くの内容を皆さんに聞いてもらい見てもらうことはいいと思います。具体的に傍聴されて、審議に支障があるとなれば、お断りするということは委員会の権利としてあると思います。

【F委員】

それはわかりませんが、第4条を素直に読むと傍聴しにくい状況に見えると思います。

【G委員】

この傍聴要領は、傍聴する人に前もってわかるようにするということですね。

事前に告知しているのに、禁止されているものを持ってくる人はいないと思います。それでも持ってくる人は止めないといけないと思います。

【F委員】

そうですね。ただ、(1)の単純に棒と表記するのは、心身に障害があつて支えとして棒が必要な人もいたので、よく考えないといけないと思います。

【A委員】

公開は、基本が原則です。クローズにするのは、人事と予算、その他様々な指定管理制度の案件などです。もう一つは、行政の委員会を円滑に進行するというのが第一にあるということです。第4条をどう解釈するかというと、細かく見ると首をかしげるようなところがありますが、その他危害を加える恐れのあるものと読み取ることが出来ます。第4条は、それほど不思議なことではないと思います。もし、改定しないといけないことになれば、その他必要な判断は委員長が行うという項目を追加してみてもはどうでしょうか。

【委員長】

傍聴要領につきましては、検討していくことはありますが、次回から傍聴される方もいるということでもよろしいでしょうか。第4条は委員長の判断でということで理解していただければと思います。

全体を含めまして、その他ありますでしょうか。第1回目ですのでわかりにくいところもあると思いますがよろしくお願いいたします。

今日は、A委員から障害者計画を進めて行く上でのご説明をして頂きたい思います。

6. その他

【A委員】

＜障害者計画の資料についての説明＞

【委員長】

ありがとうございました。A委員から障害者計画についてご説明していただきました。

まだ、曖昧なところもありますが、今日の課題をもう一度皆さんで、次回までにご検討いただければと思います。

最後に、意見ございますか。事務局から何かありますか。

【事務局】

＜次回についての説明＞

第2回は8月下旬開催予定

7. 閉会

【副委員長】

長時間にわたり活発なご意見をいただきました。あと4回でできるのかということが正直なところで、第2回までにグループインタビューの報告まで行うのは不安ではありますが、今日沢山の意見をいただきましたので、出てくる思いや現状を上手く盛り込めるように取り組んでい頂きたいと思います。

それぞれのグループインタビュー時には、各委員の皆さんにお願いすると思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、会議をこれで終わらせていただきたいと思います。ご苦労様でした。